

3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則

	昭和25年8月9日	農林省令第94号
改正	昭和26年5月9日	農林省令第29号
	〃 昭和27年6月11日	農林省令第41号
	〃 昭和29年6月8日	農林省令第33号
	〃 昭和30年11月1日	農林省令第47号
	〃 昭和31年10月3日	農林省令第52号
	〃 昭和36年6月13日	農林省令第32号
	〃 昭和43年10月1日	農林省令第60号
	〃 昭和53年5月20日	農林省令第34号
	〃 昭和53年7月5日	農林省令第49号
	〃 昭和59年5月11日	農林水産省令第17号
	〃 平成12年2月29日	農林水産省令第14号
	〃 平成12年9月1日	農林水産省令第82号
	〃 平成23年4月1日	農林水産省令第16号
	〃 平成24年1月30日	農林水産省令第4号
	〃 平成27年1月20日	農林水産省令第2号
	〃 令和元年12月27日	農林水産省令第50号

(災害復旧事業計画概要書等の提出等)

第1条 都道府県知事が農地及び農業用施設に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の災害復旧事業計画概要書若しくは災害復旧事業補助計画概要書、令第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の補助率増高申請書又は令第5条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の連年災害補助率適用申請書を農林水産大臣に提出するときは、当該都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。

参照条文

{	法第3条	令第1条の4
	法第3条の2	令第4条
		令第5条の2

2 令第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の補助率増高申請書又は令第5条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の連年災害補助率適用申請書は災害発生の年の翌年1月31日まで

に、農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあつては、この限りではない。

参照条文

法第3条	令第4条
法第3条の2	令第5条の2

3 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

(災害復旧事業計画概要書等の軽微な変更)

第2条 令第3条第2項の農林水産省令で定める軽微な変更は、災害復旧事業の事業費の変更であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 工種の変更に伴うもの
- (2) 施行箇所の変更に伴うもの
- (3) 農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費（令第2条第1項に規定する工事費をいう。）の額の変更に伴うもの
- (4) 農地、農業用施設及び林地荒廃防止施設に係るものにあつては、農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更に伴うもの
- (5) その他農林水産大臣が別に定める変更に伴うもの

参照条文

法第3条	令第3条第2項
令第1条の4	則第7条
農林水産大臣告示	

(災害復旧事業計画概要書等の変更の手続)

第3条 都道府県は、令第3条第2項の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書の変更については協議しようとするときは、当該変更に係る部分を明らかにした上で、災害復旧事業の事業費の総額の増減その他必要な事項を記載した協議書を提出しなければならない。

参照条文

法第3条	令第3条第2項
令第1条の4	則第7条

(補助金交付申請書の提出期限等)

第4条 令第7条の補助金交付申請書は、令第6条の規定により補助金の額の通知を受けた日から60日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文 $\left[\begin{array}{l} \text{法第3条} \\ \text{令第6条} \\ \text{令第7条} \end{array} \right]$

(災害復旧事業の中止等の報告)

第5条 令第3条第3項の規定による報告は、災害復旧事業を中止し、又は廃止した後、遅滞なく、その旨を記載した報告書を提出してしなければならない。

参照条文 $\left[\begin{array}{ll} \text{法第3条} & \text{令第3条第3項} \\ \text{令第1条の4} & \text{則第7条} \end{array} \right]$

(事業成績書等の提出)

第6条 補助金の交付の決定があつた年度内に当該事業が完了した場合における令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出は、当該事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、正副2部を農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の4月30日まで繰り下げることがある。

2 都道府県に対し、補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の提出期日は、同項の規定にかかわらず、当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の6月10日までとする。

3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項又は第2項の規定により農林水産大臣の承認を受けた場合における令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出は、当該承認に当たつて農林水産大臣が指定する期日までに、正副2部を農林水産大臣に提出してするものとする。

参照条文 $\left[\begin{array}{l} \text{法第3条} \\ \text{法第4条} \\ \text{令第8条} \end{array} \right]$

(書類の様式)

第7条 令第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書、令第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補助率増高申請書、令第5条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による連年災害補助率適用申請

書、令第7条の規定による補助金交付申請書、災害復旧事業計画書、災害復旧事業補助計画書及び収支予算書、令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書、第3条の規定による協議書並びに第5条の規定による報告書の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

参照条文	法第3条	令第8条
	法第3条の2	則第3条
	令第1条の4	則第5条
	令第4条	農林水産大臣告示
	令第5条の2	
	令第7条	

(権限の委任)

第8条 法第4条及び第6条並びに令第1条の4、第3条、第6条、第7条及び第8条の規定による農林水産大臣の権限のうち次に掲げる災害復旧事業に関するものは、地方農政局長に委任する。ただし、法第6条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- (1) 農地又は農業用施設の災害復旧事業
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、令第1条の2第1号に掲げる者、同条第2号に掲げる者（農業の振興を主たる目的とするものに限る。）又は同条第3号に掲げる者が所有する共同利用施設（同号に掲げる者が所有するものにあつては、農業に係るものに限る。）の災害復旧事業

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(災害復旧事業計画概要書等の提出期限の特例)
- 2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第18号）第1条の規定により激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業について、法第3条の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「災害発生後60日」とあるのは、「災害発生後60日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして都道府県知事が定める日から60日）」とする。

- 3 平成23年に福島県において発生した災害に係る災害復旧事業について、法第3条第3項の規定による補助の比率により同条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第3項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第3条の2第1項の規定による補助の比率により法第3条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第3条の2第2項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第1項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第3条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「翌年1月31日」とあるのは、「翌年1月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると福島県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして福島県知事が定める日の属する年の翌年1月31日）」とする。
- 4 平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第3条の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「災害発生後60日」とあるのは、「災害発生後60日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして長野県知事が定める日から60日）」とする。
- 5 平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第3条第3項の規定による補助の比率により同条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第3項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第3条の2第1項の規定による補助の比率により法第3条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第3条の2第2項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第1項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第3条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「翌年1月31日」とあるのは、「翌年1月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについ

ては、平成28年1月31日)」とする。

附 則（昭和26年5月9日 農林省令第29号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和27年6月11日 農林省令第41号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和26年に発生した災害に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条第3項の規定による補助を受けようとする者についての改正後の第1条の規定の適用については、同条中「翌年1月31日」とあるのは「昭和27年7月10日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和29年6月8日 農林省令第33号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和30年11月1日 農林省令第47号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和30年1月1日から同年10月31日までの間に発生した災害にかかった農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第4項の共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条の規定の適用については、同条中「災害発生後」とあるのは「昭和30年11月1日から」と読み替えるものとする。

附 則（昭和31年10月3日 農林省令第52号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年6月13日 農林省令第32号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和35年に発生した災害に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条の2第1項の規定による補助の比率により同法第3条第1項の規定による補助を受けようとする都道府県についての改正後の第1条の適用については、同条中「災害発生の年の翌年1月31日」とあるのは「昭和36年7月31日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和43年10月1日 農林省令第60号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年5月20日 農林省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月5日 農林省令第49号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月11日 農林水産省令第17号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月29日 農林水産省令第14号）
この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日 農林水産省令第82号）抄
（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）
の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成23年4月1日 農林水産省令第16号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月30日 農林水産省令第4号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年1月20日 農林水産省令第2号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日 農林水産省令第50号）
この省令は、公布の日から施行する。

4 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（告示）

	昭和43年10月1日	農林省告示第1487号
改正	昭和47年9月7日	農林省告示第1621号
	〃 昭和53年5月20日	農林省告示第599号
	〃 昭和53年7月5日	農林省告示第793号
	〃 昭和59年5月11日	農林水産省告示第1019号
	〃 平成3年6月24日	農林水産省告示第858号
	〃 平成5年7月26日	農林水産省告示第860号
	〃 平成12年3月30日	農林水産省告示第448号
	〃 平成31年3月26日	農林水産省告示第559号
	〃 令和4年4月15日	農林水産省告示第781号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第7条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を次のように定め、昭和35年9月3日農林省告示第843号（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式に関する件）は、廃止し、昭和43年度分の補助金から適用する。ただし、昭和43年10月31日以前に提出される災害復旧事業計画概要書等の様式については、なお従前の例による。

農林大臣

1. 災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年 月発生した災害により被害を受けたので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書(災害復旧事業補助計画概要書)を別紙のとおり提出する。

別紙

第1表

年災害復旧事業（補助）計画概要書

災 害 名 及 び 被 災 年 月 日	台風 号 (月水害)	年 月 日	関 係 面 積	ha
地区名及び箇所番号			受 益 面 積	ha
施 行 位 置	郡 町 村 字		受 益 戸 数	戸
事 業 主 体 名			被 災 前 の 工 法	
工 種		緊急順位		直営又は 請負の別
区 分		事 業 量	事 業 費	摘 要
総 事 業			千円	
うち未成			千円	
うち転属			千円	
差 引			千円	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費 千円
災 害 原 因 及 び 被 災 状 況				
復 旧 工 事 計 画				

- 注 1. 関係面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設により受益する地域の面積を記入すること。
2. 受益面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設の復旧によつて直接受益する地域の面積を記入すること。
3. 受益戸数は、被災した農地又は被災した農業用施設の復旧によつて直接受益する農地について耕作の事業を行なう戸数を記入すること。
4. 災害関連事業費については、かつこ外書きで記入すること。
5. 事業量の欄には、農地にあつては田畑別の面積(ha)と畦畔の延長(m)を、畦畔のみの場合にあつてはその関係農地の田畑別面積(ha)と畦畔の延長(m)をかつこ書きで記入すること。
6. 農地と農業用施設とを合併して施行する場合には、総事業の摘要の欄に当該農地及び農業用施設に係る箇所番号を記入すること。
7. 面積は ha とするが、小数点以下2位までとし、3位を4捨5入する。
8. 「事業費総括」、「工事費内訳」、「応急工事費内訳」及び図面を添えること。

第2表

事業費総括

費 目	金 額	摘 要
工 事 費	千円	
本 工 事 費		
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
合 計		

第3表

工事費内訳

費目	工種	細目	細別	数量	単位	単価	金額	摘要

注 単価表、数量計算書及び構造計算書を添えること。

第4表

応急工事費内訳

費目	金額	摘要
本工事費	千円	
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
計		

添付図面

- (1) 位置図(5万分の1又は2万5千分の1図)
- (2) 被災図
- (3) 平面図
- (4) 縦断面図
- (5) 横断面図
- (6) 構造図
- (7) 被害写真

注1 位置図に資材の採取場所、運搬経路及び距離を記入すること。

2 被災図には、被災前後の状況を明記すること。

3 被害写真には、撮影年月日を記入すること。

2 補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)

年災害復旧事業費補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事

年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた下記市(町村)内における農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条第3項の規定による高率補助(第3条の2第1項の規定による補助の比率による補助)を受けたく別紙補助率増高申請(連年災害補助率適用申請)内訳を添えて申請する。

記

補助率増高申請市町村(連年災害補助率適用申請市町村)

郡(支庁)名 市町村名

別紙

補助率増高申請(連年災害補助率適用申請)内訳

郡(支庁)市町村名

区分	当該市町村の総事業費			耕作の事業を行う者の実数(B)	1人当たりの事業費(A/B)(C)	補助率		当年災害の補助金の額			摘要
	農地	農業用施設	計(A)			農地	農業用施設	農地	農業用施設	計	
単年災害	円	円	円	人	円			円	円	円	
連年災害											

注1 暫定措置法第3条第2項又は第3条の2の規定により旧市町村の区域に関し補助率増高(連年災害補助率適用)の申請をする市町村については、旧市町村名およびその旧市町村が現市町村に合併した年月日を摘要欄に記入すること。

2 当該市町村の総事業費の欄の上段(単年災害)には、その年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、下段(連年災害)には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。

3 「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」及び「耕作者名簿」を添えること。

- 4 耕作の事業を行なう者の実数の欄には、「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」中の耕作の事業を行なう者の数の実数の欄の計及び合計の数値をそれぞれ該当の段に記入すること。
- 5 補助率欄は、1人当たりの事業費の欄の額が少額の段は記入を要しない。

6 補助率は、C欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、
農地にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.5 + (C - 80,000 \text{ 円}) \times 0.8}{C}$ 、農業用施設

にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.65 + (C - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$ とし、C欄の額

が15万円をこえるときは、農地にあつては

$\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.5 + (150,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times 0.8 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$ 、

農業用施設にあつては

$\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.65 + (150,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 1.0}{C}$

として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること

ただし、沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率は、C欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、農地にあつては

$\frac{C \times 0.8}{C}$ 、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.8 + (C - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$

とし、C欄の額が15万円をこえるときは、農地にあつては

$\frac{150,000 \text{ 円} \times 0.8 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$ 、農業用施設にあつては

$\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.8 + (150,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 1.0}{C}$

として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること

- 7 金額の単位は、円とし、円未満は、4捨5入すること。
- 8 連年災害の補助率が適用されない市町村(単年災害のCが4万円以下又は連年災害のCが10万円以下の市町村)については、連年災害の段は記入を要しない。
- 9 その他補助率増高の申請に必要な書類を添付すること。

附票の 1

年災別箇所別等災害復旧事業費内訳

郡(支庁)市町村名

年災別	箇所 番号	事業主 体名	災害復旧事業日			耕作の事業を 行う者の数		摘 要
			農地	農業用 施設	計	延数	実数	
前前年災害			円	円	円	人	人	
計								
前年災害								
計								
当年災害								
計								
合 計								

注 連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は、記入を要しない。

附票の 2

耕 作 者 名 簿

郡(支庁)市町村名

一 連 番 号	住 所	氏 名	本人の該当する箇所及び地番						摘 要
			前前年災害		前年災害		当年災害		
			箇所 番号	地番	箇所 番号	地番	箇所 番号	地番	
		計 人	延箇 所数		延箇 所数		延箇 所数		

注 1 氏名欄の計の数値が申請書の別紙「耕作の事業を行なう者の実数」の欄の数値と一致すること。

2 延箇所数の数値が、附表の 1 の「耕作の事業を行なう者の数」の欄の延数の数値と一致すること。

3 連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は記入を要しない。

3 補助金交付申請書

年度都道府県営(団体営)災害復旧事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事

年度災害復旧事業を実施したいから補助金 円を交付されたく、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第7条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請する。

記

1. 年度災害復旧事業計画書(年度災害復旧事業補助計画書)
2. 収支予算書
3. 補助金交付規程

- 注1. この申請書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分して作成すること。
2. 補助金交付規程は、団体営事業に係るものにもみ添えること。

4 災害復旧事業計画書

年度災害復旧事業計画書

年 災	年 災	地区番号及び箇所番号				所 在 地				年 月 日 から 年 月 日 まで									
		地 区 名				工 期													
費 目	工 種	総 事 業				前 年 度 まで				本 年 度				翌年度以降			摘 要		
		事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事業量		事業費	国庫補助金
												都道府県費	市町村費	その他費	計				
工 事 費			円	円	%		円	円		円	円	円	円	円		円	円		
本 工 事 費																			
	ため池																		
	頭首工																		
	〇〇																		
付帯工事費																			
測量及び試験費																			
用地及び補償費																			
船舶及び機械器具費																			
応急工事費																			
合 計																			

- 注 1. 前年度の高率差額金がある場合には本年度の国庫補助金欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
 2. 高率差額金の算式は次による。(前年度事業費×当該市町村の補助率)－前年度受領国庫補助金＝前年度分の高率差額金。
 3. 「工事費内訳」及び図面を添えること。
 4. この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

附表

工 事 費 内 訳

地区名

費 目	工 種	細 目	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
						円	円	
合 計								

添付図面

- (1) 平面図
- (2) 縦断面図
- (3) 横断面図
- (4) 構造図

注 1. 災害復旧事業を単年度で施行する場合には、添付図面を全部省略することができる。

2. 図面は、年度別に色別(当該年度赤、前年度まで緑、翌年度以降青)すること。

5 災害復旧事業補助計画書

年度災害復旧事業補助計画書

区分		年災																								
地区 番号 及び 箇所 番号	所 在 地	事 業 主 体	費 目	工 種	総 事 業				前 年 度 まで			本 年 度							翌年度以降			工事施行の状況		摘 要		
					事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	補 助 率	事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	国庫補助金以外の財源				事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	請負 又は 直営 の別	工期 年月日から 年月日まで			
															県(都道 府費	市町 村費	その 他費	計								
						円	円	%		円	円		円	円		円	円	円	円		円	円				

- 注1. 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
2. 費目の欄には、工事費（営繕費、工事雑費を除く。）を記入すること。
3. 前年度の高率差額金がある場合には、本年度の国庫補助金の欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
4. 高率差額金の算式は、次によること。
 $(前年度事業費 \times 当該市町村の補助率) - 前年度受領国庫補助金 = 前年度分の高率差額金$
5. 摘要欄には、3の算式を記入するほか、事業主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
6. この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

6 収支予算書

I 都道府県営事業の場合

年度災害復旧事業収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予算額 (当初)	予算額 (補正後)	差引増 (減) 額	摘 要
国庫補助金				
県 (都道府) 費				
○ ○ 費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額 (当初)	予算額 (補正後)	差引増 (減) 額	摘 要
県 (都道府) 営災害復旧事業費				
農 地				
○ ○ 年災				
○ ○ 地区				
○ ○ 地区				
小 計				
農業用施設				
○ ○ 年災				
○ ○ 地区				
○ ○ 地区				
小 計				
計				

予算議決 (予算議決予定) 年 月 日

II 団体営事業の場合

年度災害復旧事業収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予算額 (当初)	予算額 (補正後)	差引増 (減) 額	摘 要
国 庫 補 助 金				
県 (都 道 府) 費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額 (当初)	予算額 (補正後)	差引増 (減) 額	摘 要
補 助 金				
農 地				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
農業用施設				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
計				

予算議決(予算議決予定) 年 月 日

7 事業成績書及び収支精算書

年度都道府県営(団体営)災害復旧事業成績書及び収支精算書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあつた平成 年度災害復旧事業を実施したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第8条の規定に基づき、 年度災害復旧事業成績書及び収支精算書を別紙のとおり提出する。

- 注1. この事業成績書及び収支精算書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分し作成すること。
2. 都道府県営事業にあつては、第1表から第16表までの調書を添えること。
3. 団体営事業に係る事業成績書には、都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。

別紙1

事業成績書

I 都道府県営事業の場合

第1表

年度都道府県営災害復旧事業成績書

年 災
 地区番号及び箇所番号
 地 区 名
 所 在 地

工 期			
年 月 日	から	年 月 日	まで

費 目	工 種	総 事 業				前 年 度 まで			本 年 度 出 来 高							残 事 業			摘 要
		事 業 量	事業費	国庫補助金	補助率	事 業 量	事業費	国庫補助金	事 業 量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事 業 量	事業費	国庫補助金	
												県(都道府)費	市町村費	その他費	計				
工 事 費			円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円	
本 工 事 費																			
付 帯 工 事 費																			
測 量 及 び 試 験 費																			
用 地 及 び 補 償 費																			
船 舶 及 び 機 械 器 具 費																			
応 急 工 事 費																			
計																			

注1. 計画と出来高が相違する場合にはその部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記載すること。

2. この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

3. 次の書類を添えること。

- (1) 本工事出来高調書
- (2) 請負調書
- (3) 直営調書
- (4) 材料購入調書
- (5) 労務費調書
- (6) 測量及び試験費調書
- (7) 用地買収費調書
- (8) 補償費調書
- (9) 船舶及び機械器具費調書
- (10) 応急工事費調書
- (11) 取得財産調書
- (12) 残材料調書

第2表

本 工 事 出 来 高 調 書

地区名

工 種	施行箇所又は 測点番号	事 業 量	工 期	出 来 高 金 額			摘 要
				請 負	直 営	計	
〇〇水路	{ 測点 号から 測点 号まで	延長 m		円	円	円	
		切土 m ³					
		盛土 m ³					
〇〇橋梁	測点 号 又は第 号橋梁	コンクリート橋 〇 〇 橋					
〇〇頭首工		延長 m					
計							

- 注1. この表は、当年度の出来高を記入すること。
2. 事業量については主要工種の数量を記入すること。
3. 出来高金額の直営の欄には、人夫賃及び材料の支払金額を記入すること。
4. この表には、工事出来形一覧図を添えること。

第3表

請 負 調 書

地区名

請負契約名	施行箇所又は 測点番号	数 量	設計金額	請負金額	請負契約 締結の方法	請負人住所・氏名	着工年月日 竣工年月日	摘 要
			円	円				
計								

第4表

直 営 調 書

地区名

工 種	材 料 費	労 務 費	そ の 他	計	摘 要
〇 〇 た め 池	円	円	円	円	
〇 〇 水 路					
計					

注 その他の欄の経費については、明細書を添えること。

第5表

材 料 購 入 調 書

地区名

名 称	形状、寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
				円	円	

第6表

労 務 費 調 書

地区名

種 別	員 数	単 価	金 額	摘 要
		円	円	

第7表

測 量 及 び 試 験 費 調 書

地区名

区 分	工 種	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎地盤調査	ボーリング				円	円	
○ ○							

第8表

用 地 買 収 費 調 書

地区名

地 目	買 収 地 積	単 価	金 額	摘 要
田	ha	円	円	
畑				
山 林				
宅 地				
○ ○				
計				

注1. 摘要欄には、用途別に地積及び金額を記入すること。

2. この表には、買収箇所の一覧図を添えること。

第9表

補 償 費 調 書

地区名

区 分	数 量	単 価	金 額	摘 要
立 木		円	円	
立 毛				
○ ○				
計				

注 この表には、補償箇所を示す図面を添えること。

第10表

船 舶 及 び 機 械 器 具 費 調 書

地区名

区 分	名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
購 入					円	円	
修 理							
借 上							
計							

第11表

応急工事費調書

地区名

費目	工種	数量	金額	摘要
工事費			円	
本工事費				
付帯工事費				
測量及び試験費				
用地及び補償費				
船舶及び機械器具費				
計				

第12表

取得財産調書

地区名

地区番号及び箇所番号	事業主体名	名称	形状、寸法	数量	単価	金額	検収（取得）年月日	摘要
					円	円		

第13表

残材料調書

地区名

地区番号及び箇所番号	事業主体名	名称	形状、寸法	数量	単価	金額	検収（取得）年月日	摘要
					円	円		

II 団体営事業の場合

年度団体営災害復旧事業成績書

区分		年災		工		総事業				前年度までの出来高			本年度出来高				残事業			工事施行の状況		摘要			
地区 番号 及び 箇所 番号	所在地	事業 主体	費 目	工 種	事業 量	事業 費	国庫 補助 金	補助 率	事業 量	事業 費	国庫 補助 金	事業 量	事業 費	国庫 補助 金	国庫補助金以外の財源				事業 量	事業 費	国庫 補助 金		請負 又は 直営 の別	工期 年月日から 年月日まで	
															県(都 道 府 費	市町 村費	その 他費	計							
						円	円	%		円	円		円	円		円	円	円	円		円	円			

- 注1. 都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。
 2. 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
 3. 費目の欄には、工事費（営繕費、工事雑費を除く。）を記入すること。
 4. 計画と成績が相違する場合は、その部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記載すること。
 5. 摘要欄には、箇所別に検査を実施した者の職名及び氏名並びに検査年月日を記入するとともに、事業主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 6. この様式により難い場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

別紙 2

収支精算書

I 都道府県営事業の場合

年度災害復旧事業収支精算書

(1) 収入の部

区 分	予算額	精算額	差引増(減)額	摘 要
国庫補助金	円	円	円	
県(都道府)費				
〇〇費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額	精算額	差引増(減)額	摘 要
県(都道府)営災害復旧事業費	円	円	円	
農 地				
〇〇年災				
〇〇地区				
〇〇地区				
小 計				
農業用施設				
〇〇年災				
〇〇地区				
〇〇地区				
小 計				
計				

予算議決 年 月 日

(3) 国庫補助金精算

区 分	交付決定額		概算払 (前金払) 受領総額	精 算 額		差引国庫補助金未 受領額(返還)額		摘 要
	事業費	国庫 補助金		事業費	国庫 補助金	事業費	国庫 補助金	
県(都道府)営 災害復旧事業費	円	円	円	円	円	円	円	
農 地								
〇〇年災								
〇〇地区								
〇〇地区								
小 計								
農業用施設								
〇〇年災								
〇〇地区								
〇〇地区								
小 計								
計								

Ⅱ 団体営事業の場合

年度災害復旧事業収支精算書

(1) 収入の部

区 分	予算額	精算額	差引増(減)額	摘 要
国庫補助金	円	円	円	
県(都道府)費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額	予算額	差引増(減)額	摘 要
災害復旧事業補助金				
農 地				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
農業用施設				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
計				

予算議決 年 月 日

(3) 国庫補助金精算

区 分	交付決定額		概算払 (前金払) 受領総額	精 算 額		差引国庫補助金未 受領額(返還)額		摘 要
	事業費	国庫 補助金		事業費	国庫 補助金	事業費	国庫 補助金	
補 助 金	円	円	円	円	円	円	円	
農 地								
〇〇年災								
〇〇年災								
小 計								
農業用施設								
〇〇年災								
〇〇年災								
小 計								
計								

8 災害復旧事業計画概要書等変更協議書

年都道府県営（団体営）災害復旧事業計画（補助計画）
概要書の変更協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年 月 日付け第 号をもって災害復旧事業の事業費の決定の通知があつた 年災害復旧事業計画（補助計画）概要書について変更したいので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項の規定に基づき、下記の書面を添えて協議する。

記

1 年災害復旧事業の事業費の総額の増減表（単位：千円）

区 分	査定額			前回までの 変更改定額			今回変更増 減（△）額			今回変更 改定額			備考
	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	
農 地													
農業用 施 設													
計													
災 害 関 連													

2 年災害復旧事業変更地区別一覧表

施設の名称 _____

番号		所在地			事業主体	工種	数量	補 助 率	査定額		変更経過			今回変更協議額		増△減		変更理由	
地 区	箇 所	郡市	市町村	字					事業費	補助金	回 数	事業費	補助金	番 号 年月日	事業費	補助金	事業費		補助金
									千円	千円		千円	千円		千円	千円	千円	千円	
合 計																			

注：増減（△）の欄は、決定された事業費又は前回の変更協議で同意を得た額と今回変更協議額との差額を記入すること

3 変更理由書

9 災害復旧事業中止等報告書

年災害復旧事業中止（廃止）報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年 月 日付け第 号をもつて災害復旧事業の事業費の決定の通知があつた 年災害復旧事業のうち、別紙箇所に係る事業を中止（廃止）したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第3項の規定に基づき、報告する。

別紙

区分	年 災	地区番号 及び 箇所番号	所在地	事業主体	工 種	(単位：円)				
						総事業費		既割当額		中 止 (廃止) の理由
						事業費	補助金	事業費	補助金	